

No.	サービス種別	集団指導に関する質問項目	質問内容	回答
1	地域密着型通所介護	加算の算定要件について	加算の算定要件について 昨今の人手不足もあり個別機能訓練加算などの加算で機能訓練指導員として運動系の資格保持者 例 健康運動指導士や指導者、NSCA、JAF A も認めてもらえないか	地域密着型通所介護等の個別機能訓練加算の算定要件は、厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)五十一の五等に定められており、改正などで機能訓練指導員として新たな資格保持者の配置が追加される際には、那覇市としても適切に対応してまいります。
2	地域密着型通所介護	地域との連携について	「運営指導における指摘事項」の中で運営推進会議の地域との連携が、半日型通所で那覇市での事例を教えてください。	地域との連携の取組事例としては、例えば次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練への参加 ・近隣事業所等と合同で行う清掃活動 ・地域行事のための場所の提供 ・運営推進会議を通じて自治会や民生委員等と情報を共有し、地域全体での見守り体制の構築につなげる取組 このように、地域密着型通所介護に限らず地域密着型サービスにおいては、地域活動への協力や地域住民、地域団体等との継続的な関わりを通じて、地域に開かれた事業運営を行うことが期待されています。
3	居宅介護支援	居宅届、介護情報基盤について	居宅届について：代理者が署名する場合は、被保険者本人の名前を代筆する必要はないという事でしょうか 介護情報基盤について：国の本格稼働予定がR10年との事ですが、那覇市が先に稼働もありえる？	【居宅届】被保険者氏名の記載は必ず必要です。代筆の場合は、署名欄の空いている箇所に代筆者氏名・続柄の記載をお願いします。 【介護情報基盤】当市は令和9年1月27日に利用開始を予定しております。詳しくは、介護情報基盤ポータルをご確認ください。
4	居宅介護支援	サービス計画について	事業所へ交付を求めても交付しない事業所があります。ケアプランは交付が必須なのに、サービス計画書も確実に交付しないといけない形にはならないのでしょうか？	指定居宅サービス事業者等においては、居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するよう努めるものとされております。
5	居宅介護支援	重要事項説明書、契約書について	業務効率化などのICT化をすすめているのに、契約書や重要事項説明書等は一枚の用紙に収める方法はとれないのでしょうか。	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要等、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 その後、契約を締結する手順を踏まえており、重要事項説明書と契約書が明確に分けられていれば、一体的に収めることは可能です。
6	特定施設入居者生活介護	業務継続計画について	研修、訓練、定期的な計画の見直しの実施の有無は減算の算定要件ではないとありますが、計画に従い必要な措置を講じられていない場合は、減算なので矛盾しているのでは？解釈をお願いします。	資料記載の解釈は、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の問164によります。 各事業所におかれましては、業務継続計画を策定し、それに従い必要な措置を講ずるようお願いいたします。